

令和6年度

国営土地改良事業地区調査

旧迫川二期地区土地改良事業計画書作成その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区土地改良事業計画書作成その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区における事業計画策定のため、事業計画書(案)作成及び施設長寿命化計画(案)作成並びに施設計画検討を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、宮城県登米市及び遠田郡涌谷町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立ち入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第１－８条 担当技術者は、共通仕様書第１－８条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第１－９条 共通仕様書第１－１１条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第１－１２条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (１) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (２) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（ＡＧＲＩＳ）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第１－１０条 受注者は、共通仕様書第１－３７条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第２章 作業条件

(対象施設)

第２－１条 本業務の対象施設は下表のとおりである。

施設区分	対 象 施 設	備 考
機 場	米山揚水機場	
	西排水機場	
	高石揚水機場	
	山吉田揚水機場	
	西館揚水機場	
	南方揚水機場	
用水路	米山幹線用水路	
	山吉田幹線用水路	
	穴山幹線用水路	
	西館幹線用水路	
	南方幹線用水路	

排水路	米山幹線排水路	
	高石放水路	
	高石幹線排水路	
	米山中央幹線排水路	
	南方揚水機場導水路	
水管理施設	水管理施設	

(参考図書)

第２－２条 本作業の参考とする図書は、共通仕様書第２－１条によるほか次によるものとする。なお、最新のものを使用するものとする。

番号	名 称	発行所	制定（改訂） 年 月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	（社）農業土木事業協会	平成５年５月
2	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会 編	平成 15 年 8 月

(貸与資料)

第２－３条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数量
1	調査対象施設関連図面	1 式
2	国営旧迫川農業水利事業 事業誌、事業成績書	1 式
3	平成 28 年度 国営施設応急対策事業 旧迫川地区整備構想策定その他業務 報告書	1 式
4	令和元年度 国営施設応急対策事業 旧迫川地区事業構想検討業務 報告書	1 式
5	令和２年度 地域整備方向検討調査 旧迫川二期地区事業構想検討その他業務 報告書	1 式
6	令和３年度 地域整備方向検討調査 旧迫川二期地区事業構想検討その他業務 報告書	1 式
7	令和４年度 地域整備方向検討調査 旧迫川二期地区整備構想検討その他業務 報告書	1 式
8	令和５年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区排水解析その他業務 報告書	1 式
9	令和５年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区南方揚水機場他基本設計業務 報告書	1 式
1 0	令和５年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区費用対効果算定検討その他業務 報告書	1 式
1 1	令和５年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区環境配慮調査業務 報告書	1 式
1 2	国営土地改良事業計画書の記載方法（R4.1）	1 式
1 3	国営旧迫川土地改良事業変更計画書（農業用排水）	1 式

1 4	国営旧迫川土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備事業）	1 式
-----	--------------------------------	-----

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2－4 条 第 2－2 条、第 2－3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、作業時点の最新版を使用するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

（関連業務）

第 2－5 条 本作業と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間
1	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区用水計画検討その他業務	令和 6 年 4 月～ 令和 6 年 1 2 月（予定）
2	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区米山揚水機場他基本設計業務	令和 6 年 6 月～ 令和 7 年 3 月（予定）
3	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区環境調査業務	令和 6 年 4 月～ 令和 6 年 1 2 月（予定）
4	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区名寄調書その他作成業務（仮称）	令和 6 年 7 月～ 令和 7 年 2 月（予定）
5	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区経済効果算定その他業務（仮称）	令和 6 年 7 月～ 令和 7 年 2 月（予定）

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条 この業務における作業項目は次のとおりである。

なお、詳細は別紙 1 【作業項目内訳表】に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 事業計画書（案）作成	1 式	
3. 施設長寿命化計画（案）作成	1 式	
4. 施設計画検討	1 式	
5. 点検取りまとめ	1 式	

（作業の留意点）

第 3－2 条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- （1）作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- （2）作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- （3）現地調査にあたっては、施設管理者と調整のうえ行うものとする。

- (4) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
- (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (6) 第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4-1条

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領(農林水産省 web サイト参照)」によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(基礎資料の整理段階)

第3回 中間打合せ(施設長寿命化計画(案)の整理段階)

第4回 中間打合せ(事業計画書(案)の整理段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いのうえで打合せなどを行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部

(2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県大崎市古川中里6丁目7-10 古川合同庁舎3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所 宮城支所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等との調整により作業項目等に追加が生じた場合
- (6) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別 紙 1

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 準備作業		
1-1. 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	○
1-2. 資料の検討	事業計画書（案）等の作成のため貸与資料の内容を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○
2. 事業計画書（案）作成		
2-1. 基礎資料の取りまとめ	貸与資料及び関連業務を基に、事業計画書（案）を作成するための基礎資料を取りまとめる。	○
2-2. 事業計画書（案）作成	添付図面を含む事業計画書（案）及び事業計画書（案）補足資料を作成する。 作成する対象作業項目は別紙2に示すとおりである。	○
3. 施設長寿命化計画（案）作成	貸与資料及び関連業務並びに下記4の検討結果を基に、旧迫川二期地区の施設長寿命化に配慮した更新整備計画（現況及び二期事業実施後）を取りまとめる。 なお、検討事項は以下のとおりである。 ア 地域特性と概要 イ 農業水利施設の概要 ウ 施設機能診断 エ 施設別改修経費の概定 オ 整備年次計画の策定 カ 事業効用の概定 キ 事前積立の取組方針 ク 推進体制 ケ その他必要な事項	○
4. 施設計画検討		
4-1. 総事業費の精査	過年度業務で整理した総事業費を基に、施設規模の変更等に伴う対象施設について、工事費及び総事業費を精査する。	○
4-2. 事業工程計画の検討	貸与資料を基に、施設の改修順位（定量的な指標を設定）及び工事期間等を概定し事業工程計画を検討する。 なお、検討にあたっては、年度事業費の平準化に配慮する。	○
5. 点検取りまとめ	成果資料の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別紙 2

【事業計画書（案）対象作業項目】

大項目	中項目	編集
第 1 章 目的		○
第 2 章 地域及び地籍	第 1 節 地域	○
	第 2 節 地籍	○
第 3 章 現況	第 1 節 気象	○
	第 2 節 土地状況	○
	第 3 節 水利状況	○
	第 4 節 道路状況	○
	第 5 節 地域農業の概況	○
	第 6 節 地域環境の概況	○
第 4 章 一般計画	第 1 節 事業計画の要旨	○
	第 2 節 営農計画及び土地利用計画	○
	第 3 節 用水計画	○
	第 4 節 排水計画	○
第 5 章 主要工事計画	第 1 節 用水施設	○
	第 2 節 排水施設	○
第 6 章 附帯工事計画		○
第 7 章 工事の着手及び完了の 予定時期		○
第 8 章 環境との調和への配慮		○
第 9 章 事業費の総額及び内訳		○
第 10 章 効用		○
第 11 章 関連する事業		○
第 12 章 現況・計画図面		○

別添 位置図

凡 例

受益エリア	用緑用
図面記号の凡例	
揚水機場	
排水機場	
国営用水路	
県営用水路	
分水工	
国営排水路	
県営排水路	

業務名 令和6年度 国営土地改良事業地区調査
旧迫川二期地区土地改良事業計画書作成その他業務

図面名 位置図

尺 度 1

図面番号 1

事務所名 東北農政局北上土地改良調査管理事務所

業 務 名	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区土地改良事業計画書作成その他業務		
図 面 名	位置図		
尺 度	—	図 面 番 号	1
事 務 所 名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		